

気象警報発令等に伴う臨時閉所等について

鳥取学習センターでは、特別警報（波浪特別警報を除く。）等が鳥取市北部に発令されている場合は、原則として次の基準により臨時閉所または入所禁止等の必要な措置を講じません。

- ・「臨時閉所」とは、学習センターに職員がいない状態
- ・「入所禁止」とは、職員はいますが、学生等のみなさんは入所できない状態（電話、メールによる相談等は受け付可）。

1. 特別警報（波浪特別警報を除く。）による臨時閉所

特別警報（波浪特別警報を除く。）が鳥取市北部に午前 7 時 30 分の時点で発令されている場合は、終日臨時閉所とします。

なお、開所中であっても鳥取市北部に特別警報（波浪特別警報を除く。）が発令された場合には、直ちに臨時閉所とします。

2. 警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）による入所禁止

警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が鳥取市北部に午前 7 時 30 分の時点で発令されている場合は、午後 1 時 30 分まで入所禁止とします。11 時 30 分の時点でいずれの警報も解除されている場合は、午後 1 時 30 分より入所できます。11 時 30 分の時点で、これらの警報が解除されていない場合は、終日入所禁止とします。

なお、開所中であっても鳥取市北部に警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発令された場合には、入所禁止とする場合があります。

3. その他の臨時閉所等（臨時閉所、入所禁止など）

特別警報や警報により、学生の皆さんの安全を確保するための臨時閉所、入所禁止のほか、学習センター所長の判断により急遽、臨時閉所等の措置を講ずることがありますので、ご了承願います。

4. 周知の方法

鳥取学習センターのホームページでお知らせしますので、確認してください。